

安全保障理事会決議 2033 (2012)

2012年1月12日、安全保障理事会第6702回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章並びに地域的および準地域的機構の関連する規程に従った、国際連合と地域的機構、とりわけアフリカ連合との間の効果的な協力関係を開発することの重要性を強調している安保理の従前の全ての関連諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認し、

国際の平和および安全の維持に関連する問題におけるまた国際連合憲章第8章に適合する、地域的並びに準地域的機構との協力が、集団的安全保障を向上できることをくり返し表明し、

地域的機構は、武力紛争の予防若しくは解決に影響する取組にとってためになることができる地域についての知識のおかげで、武力紛争の原因を理解するのに良い立場にあることを認識し、

紛争および生じつつある危機に早期に対応することを可能にした紛争の予防における国際連合の役割を強化するため、国際連合並びに地域的および準地域的機構との間の効果的な協力関係を開発することの有用性を強調し、

安保理決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1894 (2009) および 1960 (2010) 並びにその完全且つ効果的な実施に対する安保理の公約および仲介、紛争予防並びに紛争の平和的解決および 2011年10月28日の安保理議長声明 2011/20 において表明されたような平和構築において女性が果たす重要な役割を再確認したことまた性的暴力からの予防と保護の重要性も再確認したことを想起し、

武力紛争下の子どもの保護に関する安保理決議 1379 (2001)、1612 (2006)、1882 (2009) および 1998 (2011) 並びに武力紛争により影響を受ける子どもの保護のための、地域的および準地域的機関による自発的活動と取極を奨励していることそして子どもの保護の継続的主流化をその政策提言、政策並びに計画に奨励していることを再確認し、

アフリカ大陸における紛争を解決するための取組においてアフリカ連合により行われた貢献が増加していることまたアフリカ連合およびアフリカの準地域的機構を通して実施された和平イニシアティブに対するアフリカ連合の支援を表明していることを歓迎しまた、国際連合憲章第54条に従って、包括的且つ調整されたやり方で、これらの取組について安全保障理事会に常に十分に通報し続ける地域的および準地域的機構の必要性を強調し、

アフリカ連合の平和安全保障理事会の設置に関するアフリカ連合制定法およびその議定書を想起し、

またアフリカ連合平和安全保障組織の現行の運用に対する安保理の支援を表明し、

国際連合とアフリカ連合との間の現行の協力においてなされた進展を確認し、またアフリカにおける共通の全体としての安全保障の課題に対処するため、協力を更に強化することと国際連合憲章の第8章に適合するアフリカ連合平和安全保障理事会との効果的な協力関係を開発することの重要性を強調し、

紛争予防と危機管理そして紛争後の安定において、地域的および準地域的機構の能力を強化することの重要性を認識し、

地域的平和と安全を維持する職務権限を効果的に実行することにおいて、幾つかの地域的機構、とりわけアフリカ連合が直面している一つの主要な制約は、予測可能な、持続的且つ柔軟な資源を確実にすることであることを更に認識し、

紛争予防の分野における、事務総長特別代表を含む事務総長の斡旋とアフリカ連合との間の協力に感謝しつつ留意し、

国際連合とアフリカ連合との間の調整および協力を強化することにおける国際連合アフリカ連合事務所の貢献を歓迎し、

合同の仲介努力を行う場合、国際連合・アフリカ連合協力関係をより一貫して行うための努力において、アフリカにおける仲介のための枠組の概略を示している共通の指針を策定することにおける国際連合事務局とアフリカ連合委員会の取組に感謝しつつ留意し、

とりわけ治安部門改革、紛争後の復興および武力紛争下の性的暴力の問題を含む文民保護の分野における政策、指針並びに訓練を策定するアフリカ連合の取組を支援することを含む、平和維持活動の分野におけるアフリカ連合に対する国際連合の支援を歓迎し、

とりわけダルフルにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)並びにアフリカ連合ソマリアミッション(AMISOM)に関する、国際連合とアフリカ連合との間の現実的な協力から学んだ教訓の包括的分析の必要性に留意し、国際連合とアフリカ連合との間の現実的な協力から学んだ教訓に基づく必要性を認識しそしてこれに関連して安全保障理事会とアフリカ連合平和安全保障理事会が政策と戦略を調整することの利益を更に認識し、

平和および安全に関する国際連合・アフリカ連合の協力関係：アフリカにおける平和と安全に関する国際連合とアフリカ連合との間の協力関係に関するより大きな戦略的政治的一貫性に向けて、と表題のついたアフリカ連合議長の報告書に更に留意し、

平和および安全における国際連合・アフリカ連合の協力に関する事務総長報告書(S/2011/805)を歓迎し、

1. 国際連合憲章第8章に従った、国際連合と地域的および準地域的機構、とりわけアフリカ連合との間の関係を更に高めるために効果的な措置を講じる安保理の決意を表明する。

2. 紛争予防、信頼醸成および仲介努力を通じたものを含む、紛争の平和的解決における地域的および準地域的機構の継続する関与を奨励する。

3. 地域的および準地域的機構に対し、国際の平和および安全の維持における、各々の能力を高めるための努力を含む、それらの中の協力を強化し且つ増加することを、更に奨励する。

4. 紛争予防、解決および管理、選挙支援並びに地域紛争予防機能の分野におけるものを含む、安全保障理事会とアフリカ連合平和安全保障理事会との間のより効果的な関係を確立することの重要性をくり返し表明する。

5. 国際連合事務総長報告書（S/2011/805）およびアフリカ連合委員会委員長報告書に含まれたようなアフリカ連合と国際連合との間の協力関係の各々の戦略的ビジョンに留意し、また平和および安全の問題において安全保障理事会とアフリカ連合平和安全保障理事会により遂行された共通且つ調整された取組は、その各々の権威、権能および能力に基づくべきであることを強調する。

6. 相互利益の問題に関する安全保障理事会とアフリカ連合平和安全保障理事会との間の、通常の交流、協議並びに適切な場合には調整を改善することを奨励する。

7. 紛争の原因に対する調整された国際的対応の重要性を強調し、効果的な長期的戦略策定の必要性を認識し、そして全ての国際連合機関および当局が、予防戦略を追求しまた貧困を根絶し、開発協力と援助を強化しそして人権並びに基本的自由に対する尊重を促進する加盟国および地域的機構を支援するためにその各々の権能の範囲内で行動を取る必要性を強調する。

8. 国際連合憲章に従って紛争を解決し対立に決着をつける全ての加盟国の義務を再確認し、また国際社会に対し、紛争の平和的解決を目的としてアフリカ連合および準地域的機構により始められた取組および国際連合憲章に従った紛争の解決を支援することを求める。

9. 事務総長に対し、アフリカ連合および地域経済委員会並びにアフリカにおける平和と安全の課題、特に紛争の予防と解決、に関する国際的な協力機関と密接な協議を維持することを求める。

10. アフリカにおける事務総長の斡旋の重要な役割を認識し、また事務総長に対し、アフリカ連合およびこれに関連して、適切な場合には準地域的機構と調整して且つ密接に活動しつつ、紛争を平和的に解決するのを助けるために可能な限り頻繁に仲介を活用し続けることを奨励する。

11. 国際連合アフリカ連合事務所に対し、仲介努力の分野におけることを含む、国際連合事務局とアフリカ連合委員会との間の協力を強化することに対して貢献するその努力を続けることを求め、また、他の国際的協力機関と密接に協議して、アフリカ大陸の紛争予防に向けた重要な貢献として、平和と安

全、とりわけアフリカ連合平和安全保障組織の運用に主に焦点を絞った、アフリカ連合のための 2006 年国際連合・アフリカ連合能力構築 10 年計画の履行を促進することの重要性を強調する。

12. 紛争の予防と解決、和平交渉、平和構築、平和維持、人道的対応および紛争後の復興における女性の必要不可欠な役割を再確認し、また国際連合とアフリカ連合が、女性およびジェンダーの観点から、必要な能力を構築することによることを含む、二つの機構により遂行された全ての平和と安全の取組に十分に統合されることを確保するために活動する必要性を強調する。

13. 事務総長に対し、国際連合アフリカ連合事務所、国際連合アフリカ経済委員会および国際連合アフリカ地域調整メカニズムと協働している国際連合機関が、アフリカ連合に対する調整した支援を提供していることを確保するために活動することを継続することを促す。

14. 平和と安全に関する国際連合・アフリカ連合同タスク・フォースを通じた、国際連合事務局とアフリカ連合委員会との間の定期的な交流を歓迎し、またタスク・フォースに対し、双方の機構の利益である戦略とアフリカ大陸の国を特定した問題に焦点を絞り続けることを奨励し、またタスク・フォースがアフリカにおける紛争予防に関して国際連合とアフリカ連合との協力を高めるための方法を審議しそしてその会合に続いて安全保障理事会に最新情報を提供することを要請する。

15. 情報を交換するために、そして適切な場合には、団結した立場および戦略を案出することにおいて安全保障理事会とアフリカ連合平和安全保障理事会を支援するため、適切ならば、合同評価を通してを含む、勧告の準備において調整するために、国際連合事務局とアフリカ連合委員会との間の更なる交流を支援する。

16. 相互に関心のある問題についての二つの機関間の協議、情報享有および意思疎通を強化することにおける重要な貢献としてアフリカ連合平和安全保障理事会に対する国際連合高官による現行の説明並びに国際連合に対するアフリカ連合のそれを更に支援する。

17. アフリカ連合平和安全保障理事会との協議において、より効果的な年次協議会合を成し遂げること、時宜を得た協議を開催することおよび、適切な場合には、アフリカにおける紛争状況を扱う個別の案件に応じた団結した立場と戦略を案出するためにこの二つの理事会の共同現地使節団を含む、二つの理事会の間の関係を強化する更なる方法を詳述することを決定する。

18. アフリカにおける紛争予防と解決に関するアド・ホック作業部会を通してを含む、二つの理事会の年次協議会合のコミュニケーションをフォローアップすることを更に決定する。

19. 国際連合の職務権限の下で地域的機構が平和維持活動を遂行する場合、地域的機構への資金提供の予測性、持続性および柔軟性を高めることの必要性を強調する。

20. 地域的機構が、その加盟国による貢献および協力機関からの支援を通してを含む、その機構に対する人的、財政的、兵站的そして他の資源を確保する責任を有していることをくり返し表明したアフ

リカ平和ファシリテーターを通したものを含む、アフリカ連合の平和維持活動に向けたアフリカ連合の協力機関により提供された非常に有益な財政的支援を歓迎し、そして全ての協力機関に対し、その支援を継続することを求める。

21. 事務総長に対し、アフリカ連合と協議して、適切な場合には、調整を改善するために、とりわけダルフールにおける国際連合・アフリカ連合混合部隊(UNAMID)並びにアフリカ連合ソマリアミッション(AMISOM)に関する、国際連合とアフリカ連合との間の現実的な協力から学んだ教訓の、包括的な分析を行うことを要請する。

22. 事務総長に対し、彼の安全保障理事会に対する定期的な報告の中に、国際連合と関連する地域的および準地域的機構との間の協力に関する進展の評価を、適切な場合には、含めることを、更に要請する。

23. この問題に引き続き取り組むことを決定する。